

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学任期付職員の採用及び給与等に関する特例規程

平成16年4月1日
規程第 52 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（平成16年規則第2号。以下「就業規則」という。）第2条第3項の規定に基づき、常勤の職員（以下「職員」という。）のうち任期を定めて雇用される者（以下「任期付職員」という。）の採用及び給与等に関する特例に関する事項を定めるものとする。

(任期を定めた教員の採用等)

第2条 労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）に基づき、任期を定めて雇用される教員（以下「任期付教員」という。）を選考により採用することがある。

2 任期付教員の任期は、5年を超えない範囲で各人ごとに定める。

(任期を定めた教員以外の職員の採用等)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、労基法に基づき、任期を定めて教員以外の職員を選考により採用することがある。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者を、当該高度の専門的な知識経験を必要とする業務に従事させる場合において、適任者を部内で確保することが一定の期間困難であるとき。
- (2) 管理的職務の経験又は相当高度の知識経験を有する者を、当該管理的職務の経験等を必要とする職務に従事させる場合において、適任者を部内で確保することが一定の期間困難であるとき。
- (3) 教員以外の職員の休職又は休業に伴い、当該職員の業務を処理することが困難である場合その他任期を定めて採用することが適当と認めるとき。
- (4) 専門的な知識及び能力を有する者を、教育マネジメントの強化、イノベーション教育の推進、グローバル化の推進、キャリア支援、男女共同参画の推進等の教育推進を支える業務に従事させる場合において、一定の期間、任期を定めて採用することが適当であるとき。
- (5) 専門的な知識及び能力を有する者を、研究者の研究活動の活性化や研究開発マネジメントの強化等を支える業務に従事させる場合において、一定の期間、任期を定めて採用することが適当であるとき。

2 前項の規定による職員の任期は、3年（第1号の場合にあっては5年）を超えない範囲で各人ごとに定める。

(退職)

第4条 任期付職員は、採用後1年を経過した後には、就業規則第16条に定めるところにより、いつでも退職を申し出ることができる。

(契約更新)

第5条 任期が満了したときにおいて国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学(以下「本学」という。)が必要と認める場合は、任期付職員の雇用契約を更新することがある。ただし、本学が特に必要と認める場合を除き、再度更新はしないものとする。

(任期の特例)

第5条の2 任期付教員が、その任期の期間中において、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(平成16年規程第57号)第17条第1項第6号及び第7号の規定により特別休暇を取得し、又は国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員の育児休業及び介護休業等に関する規程(平成16年規程第59号)第3条第1項若しくは第7条第1項の規定により育児休業若しくは介護休業を取得する場合は、当該任期付教員の申出により、当該休暇又は休業を取得した期間の日数を任期の期間に算入しないことができる。この場合における当該任期付教員の任期の終期は、当該任期の終期の翌日を起算日として、当該任期に算入しない日数と同一の日数が経過する日とする。

(給与)

第6条 任期付職員の給与について必要があると認める場合は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員給与規程(平成16年規程第56号)にかかわらず、別に定める基準によることができる。

(勤務評定)

第7条 第3条第1項第4号及び第5号の任期付職員に対しては、勤務実績、職務遂行能力の発揮度等を把握し、給与その他の処遇に反映させるため、人事評価を行うことができる。

(審査)

第8条 第3条第1項第4号及び第5号の任期付職員に対しては、審査により任期を更新し、及び任期の定めのない職員とすることができる。

2 前項の審査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

2 この規程の施行日前に、教員任期法に基づき任期を付されていた教員の任期は、その残任期間とする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前から引き続き雇用している任期付教員のうち、当該教員に係る雇用契約書において雇用契約期間の更新を予定していない者については、同雇用契約書にかかわらず、改正後の第6条の規定を適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日までに、すでに国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学任期付職員の採用及び給与等に関する特例規程（平成16年規程第52号）第5条の2に規定する休暇又は休業を取得した任期付教員の同条の適用については、同条中「取得する場合」とあるのは、「取得した場合」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。